

金融機関の顧客デューデリジェンス 並びに顧客の身元資料及び取引記録 の保存に関する管理弁法（日本語 訳）

出典：中国人民銀行ウェブサイト（条法司・部門規章）掲載「金融机构客户尽职调查和客户身份资料及交易记录保存管理办法」（中国人民银行 国家金融监督管理总局 中国证券监督管理委员会令〔2025〕第11号、2025年10月31日公布、2026年1月1日施行）

<https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/5916164/index.html>

原文の確認方法：上記ページをブラウザ（Chrome）で開き、本文テキストを取得して訳出した（2026年10月5日）。

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。なお、「事业单位」は中国の公的機関の類型を指す語であるため「事業単位」とした。また、「工作单位」は「勤務先」と、軍・武装警察の「単位」は「部隊」と、「以客户为单位」等の計算単位を表す「単位」は「単位」と訳した。

訳注：主な訳語は、訳者の中華人民共和国反マネーロンダリング法の訳に合わせた（客户尽职调查＝顧客デューデリジェンス、受益所有人＝実質的支配者、业务关系＝業務関係、客户身份资料＝顧客の身元資料、大额交易＝大口取引、可疑交易＝疑わしい取引、非银行支付机构＝非銀行決済機関、洗钱风险管理措施＝マネーロンダリングリスク管理措置、反洗钱特别预防措施＝反マネーロンダリング特別予防措置）。

沿革：2025年10月11日中国人民銀行2025年第14回行務會議で審議・可決（国家金融監督管理総局及び中国証券監督管理委員會の同意を経る。）。2026年1月1日から施行。これにより、「金融机构客户身份识别和客户身份资料及交易记录保存管理办法」（中国人民银行令〔2007〕第2号）及び「金融机构客户尽职调查和客户身份资料及交易记录保存管理办法」（中国人民银行等令〔2022〕第1号）は廃止された（第52条）。

公布文（公布令）

【原文】《金融机构客户尽职调查和客户身份资料及交易记录保存管理办法》已经2025年10月11日中国人民银行2025年第14次行务会议审议通过，并经国家金融监督管理总局、中国证券监督管理委员会同意，现予公布，自2026年1月1日起施行。

【訳文】《金融機関の顧客デューデリジェンス並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存に関する管理弁法》は、2025年10月11日中国人民銀行2025年第14回行務會議で審議・可決され、国家金融監督管理総局及び中国証券監督管理委員會の同意を経たので、ここに公布し、2026年1月1日から施行する。

【原文】中国人民银行 行长 潘功胜

【訳文】中国人民銀行 行長 潘功勝

【原文】国家金融监督管理总局 局长 李云泽

【訳文】国家金融監督管理総局 局長 李雲沢

【原文】中国证券监督管理委员会 主席 吴清

【訳文】中国証券監督管理委員會 主席 吳清

【原文】2025年10月31日

【訳文】2025年10月31日

【原文】金融机构客户尽职调查和客户身份资料及交易记录保存管理办法

【訳文】金融機関の顧客デューデリジェンス並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存に関する管理弁法

第1章 総則（第一章 总则）

第一条

【原文】为了预防和遏制洗钱和恐怖融资活动，规范金融机构客户尽职调查、客户身份资料及交易记录保存行为，维护国家安全和金融秩序，根据《中华人民共和国反洗钱法》、《中华人民共和国反恐怖主义法》等法律规定，制定本办法。

【訳文】マネーロンダリング及びテロ資金供与の活動を予防し及び抑止し、金融機関の顧客デューデリジェンス並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存の行為を規範化し、国家の安全及び金融秩序を守るため、《中華人民共和国反マネーロンダリング法》、《中華人民共和国反テロリズム法》等の法律の規定に基づき、この弁法を制定する。

第二条

【原文】在境内设立的下列机构，履行本办法规定的金融机构反洗钱义务：

【訳文】境内に設立された次に掲げる機関は、この弁法に定める金融機関の反マネーロンダリング義務を履行する。

【原文】（一）政策性银行、商业银行、农村合作银行、农村信用合作社、村镇银行；

【訳文】（1）政策性銀行、商業銀行、農村合作銀行、農村信用合作社及び村鎮銀行

【原文】（二）证券公司、期货公司、证券投资基金管理公司；

【訳文】（2）証券会社、先物会社及び証券投資ファンド管理会社

【原文】（三）保险公司、保险资产管理公司；

【訳文】（3）保険会社及び保険資産管理会社

【原文】（四）信托公司、金融资产管理公司、企业集团财务公司、金融租赁公司、汽车金融公司、消费金融公司、货币经纪公司、理财公司；

【訳文】（4）信託会社、金融資産管理会社、企業集団財務会社、金融リース会社、自動車金融会社、消費者金融会社、貨幣仲介会社及び理財会社

【原文】（五）非银行支付机构；

【訳文】（5）非銀行決済機関

【原文】（六）中国人民银行确定并公布的从事金融业务的其他机构。

【訳文】（6）中国人民銀行が確定し公布するその他の金融業務に従事する機関

第三条

【原文】金融机构应当勤勉尽责，遵循“了解你的客户”的原则，识别并采取合理措施核实客户及其受益所有人身份，根据客户特征和交易活动的性质、风险状况，采取相应的尽职调查措施。在业务关系存续期间，应当持续关注并评估客户整体状况及交易情况，了解客户的洗钱、恐怖融资风险。涉及较高洗钱、恐怖融资风险的，应当采取相应的强化尽职调查措施，必要时可以采取与风险相匹配的洗钱风险管理措施。涉及较低洗钱、恐怖融资风险的，根据情形采取简化尽职调查措施。

【訳文】金融機関は、勤勉に責任を尽くし、「顧客を知る（KYC）」の原則に従い、顧客及びその実質的支配者の身元を識別し、かつ、合理的な措置をとってこれを確認し、顧客の特徴並びに取引活動の性質及びリスク状況に応じて、相応のデューデリジェンス措置をとらなければならない。業務関係の存続期間中は、顧客の全体的な状況及び取引状況を継続的に注視し及び評価し、顧客のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを把握しなければならない。比較的高いマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに関わるときは、相応の強化されたデューデリジェンス措置をとらなければならない。必要に応じて、リスクに見合ったマネーロンダリングリスク管理措置をとることができる。比較的低いマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに関わるときは、状況に応じて簡素化されたデューデリジェンス措置をとる。

第四条

【原文】金融机构应当按照安全、准确、完整、保密的原则，妥善保存客户身份资料及交易记录，确保足以重现每笔交易，以提供客户尽职调查、监测分析交易、调查可疑交易活动以及查处洗钱、恐怖融资案件所需的信息。

【訳文】金融機関は、安全、正確、完全及び秘密保持の原則に従い、顧客の身元資料及び取引記録を適切に保存し、個々の取引を再現するに足りることを確保し、もって顧客デューデリジェンス、取引の監視分析、疑わしい取引活動の調査並びにマネーロンダリング及びテロ資金供与の事件の調査処理に必要な情報を提供しなければならない。

第五条

【原文】金融机构应当根据反洗钱和反恐怖融资相关法律及本办法规定，结合面临的洗钱和恐怖融资风险状况，建立健全客户尽职调查、客户身份资料及交易记录保存等方面的内部控制制度，定期审计、评估内部控制制度是否健全、有效，及时修改和完善相关制度。

【訳文】金融機関は、反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法律並びにこの弁法の規定に従い、直面するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク状況を踏まえて、顧客デューデリジェンス並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存等の分野における内部統制制度を確立し及び健全化し、内部統制制度が健全かつ有効であるか否かを定期的に監査し及び評価し、関連する制度を速やかに改正し及び整備しなければならない。

【原文】金融机构应当合理设计业务流程和操作规范，以保证客户尽职调查、客户身份资料及交易记录保存制度有效执行。

【訳文】金融機関は、顧客デューデリジェンス並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存の制度の有効な執行を保証するため、業務の流れ及び操作規範を合理的に設計しなければならない。

第六条

【原文】金融机构应当在总部层面对客户尽职调查、客户身份资料及交易记录保存工作作出统一部署或者安排，制定反洗钱和反恐怖融资信息共享制度和程序，以保证客户尽职调查、洗钱和恐怖融资风险管理工作有效开展。

【訳文】金融機関は、本部のレベルで顧客デューデリジェンス並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存の業務について統一的な配置又は手配を行い、反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の情報共有の制度及び手続を定め、もって顧客デューデリジェンス並びにマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク管理の業務が有効に行われることを保証しなければならない。

【原文】金融机构应当对其分支机构执行客户尽职调查制度、客户身份资料及交易记录保存制度的情况进行管理。

【訳文】金融機関は、その支店等による顧客デューデリジェンス制度並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存制度の執行状況について管理を行わなければならない。

【原文】金融机构应当要求其境外分支机构和附属机构在驻在国家或者地区法律规定允许的范围内，执行本办法的有关要求，驻在国家或者地区有更严格要求的，遵守其规定。如果本办法的要求比驻在国家或者地区的相关规定更为严格，但驻在国家或者地区法律禁止或者限制境外分支机构和附属机构实施本办法的，金融机构应当采取适当措施应对洗钱、恐怖融资风险，并向中国人民银行报告。

【訳文】金融機関は、その境外の支店等及び附属機関に対し、所在する国又は地域の法律の規定が許容する範囲内で、この弁法の関係する要求を執行するよう求めなければならない。所在する国又は地域により厳格な要求があるときは、その規定を遵守させなければならない。この弁法の要求が所在する国又は地域の関係規定より厳格であるが、所在する国又は地域の法律が境外の支店等及び附属機関によるこの弁法の実施を禁止し又は制限しているときは、金融機関は、適切な措置をとってマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに対応し、かつ、中国人民銀行に報告しなければならない。

第2章 顧客デューデリジェンス（第二章 客户尽职调查）

第1節 一般規定（第一节 一般规定）

第七条

【原文】有下列情形之一的，金融机构应当开展客户尽职调查：

【訳文】 次のいずれかに該当するときは、金融機関は、顧客デューデリジェンスを行わなければならない。

【原文】 （一）与客户建立业务关系、为客户提供规定金额以上的一次性金融服务，包括单笔或者明显关联的累计交易；

【訳文】 （1）顧客と業務関係を確立し、又は顧客に規定の金額以上の一回限りの金融サービス（1回の取引又は明らかに関連する累計取引を含む。）を提供するとき。

【原文】 （二）有合理理由怀疑客户及其交易涉嫌洗钱或者恐怖融资；

【訳文】 （2）顧客及びその取引にマネーロンダリング又はテロ資金供与の嫌疑があると疑う合理的な理由があるとき。

【原文】 （三）对先前获得的客户身份资料的真实性、有效性、完整性存在疑问。

【訳文】 （3）以前に取得した顧客の身元資料の真実性、有効性又は完全性に疑問があるとき。

【原文】 开展客户尽职调查应当采取下列尽职调查措施：

【訳文】 顧客デューデリジェンスを行うに当たっては、次に掲げるデューデリジェンス措置をとらなければならない。

【原文】 （一）识别客户身份，并通过来源可靠、独立的相关材料、数据或者信息核实客户身份；

【訳文】 （1）顧客の身元を識別し、かつ、出所が信頼でき独立した関連する資料、データ又は情報により顧客の身元を確認すること。

【原文】 （二）了解客户建立业务关系和交易的目的和性质，并根据风险状况获取相关信息；

【訳文】（2）顧客が業務関係を確立し及び取引をする目的及び性質を把握し、かつ、リスク状況に応じて関連する情報を取得すること。

【原文】（三）对于洗钱、恐怖融资风险较高的情形，了解客户的资金来源和用途，并根据风险状况采取强化的尽职调查措施；对于涉及较低洗钱、恐怖融资风险的，根据情形采取简化客户尽职调查措施；

【訳文】（3）マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクが比較的高い場合については、顧客の資金の出所及び用途を把握し、かつ、リスク状況に応じて強化されたデューデリジェンス措置をとり、比較的低いマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに関わるものについては、状況に応じて簡素化された顧客デューデリジェンス措置をとること。

【原文】（四）在业务关系存续期间，对客户采取持续的尽职调查措施，审查客户状况及其交易情况，以确认为客户提供的各类服务和交易符合金融机构对客户身份背景、业务需求、风险状况以及对其资金来源和用途等方面的认识；

【訳文】（4）業務関係の存続期間中、顧客に対して継続的なデューデリジェンス措置をとり、顧客の状況及びその取引状況を審査し、もって顧客に提供する各種のサービス及び取引が、顧客の身元及び背景、業務上の需要、リスク状況並びにその資金の出所及び用途等の面に関する金融機関の認識に合致していることを確認すること。

【原文】（五）对于客户为法人或者非法人组织的，识别并采取合理措施核实客户的受益所有人。

【訳文】（5）顧客が法人又は非法人組織であるときは、顧客の実質的支配者を識別し、かつ、合理的な措置をとってこれを確認すること。

【原文】金融机构应当根据风险状况差异化确定客户尽职调查措施的程度和具体方式，不得采取与风险状况明显不符的尽职调查措施。

【訳文】金融機関は、リスク状況に応じて顧客デューデリジェンス措置の程度及び具体的な方法を差異化して確定しなければならず、リスク状況に明らかに合致しないデューデリジェンス措置をとってはならない。

第八条

【原文】 金融机构不得为身份不明的客户提供服务或者与其进行交易，不得为客户开立匿名账户或者假名账户，不得为冒用他人身份的客户开立账户。

【訳文】 金融機関は、身元の不明な顧客にサービスを提供し、又はこれと取引をしてはならず、顧客のために匿名口座若しくは仮名口座を開設してはならず、他人の身元を冒用する顧客のために口座を開設してはならない。

第九条

【原文】 政策性银行、商业银行、农村合作银行、农村信用合作社、村镇银行等金融机构和从事汇兑业务的机构在办理下列业务时，应当开展客户尽职调查，并登记客户身份基本信息，留存客户有效身份证件或者其他身份证明文件的复印件或者影印件：

【訳文】 政策性銀行、商業銀行、農村合作銀行、農村信用合作社、村鎮銀行等の金融機関及び為替業務に従事する機関は、次に掲げる業務を取り扱うときは、顧客デューデリジェンスを行い、顧客の身元基本情報を登録し、顧客の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。

【原文】 （一）以开立账户或者通过其他协议约定等方式与客户建立业务关系的；

【訳文】 （1）口座の開設又はその他の協議による約定等の方法により顧客と業務関係を確立するとき。

【原文】 （二）为客户提供现金汇款、现钞兑换、票据兑付、实物贵金属买卖、销售各类金融产品等一次性金融服务且交易金额人民币5万元以上或者外币等值1万美元以上的。

【訳文】 （2）顧客に対し、現金送金、現鈔の両替、手形の支払、現物貴金属の売買、各種金融商品の販売等の一回限りの金融サービスを提供し、かつ、取引金額が人民元5万元以上又は外貨で1万米ドル相当以上であるとき。

第十条

【原文】 金融机构提供保管箱服务时，应当了解保管箱的实际使用人，登记实际使用人的姓名、联系方式、有效身份证件或者其他身份证明文件的种类、号码和有效期限，并留存实际使用人有效身份证件或者其他身份证明文件的复印件或者影印件。

【訳文】 金融機関は、貸金庫（保管箱）サービスを提供するときは、貸金庫の実際の使用者を把握し、実際の使用者の氏名、連絡先並びに有効な身分証その他の身元証明書類の種類、番号及び有効期限を登録し、かつ、実際の使用者の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。

第十一条

【原文】 证券公司、期货公司、证券投资基金管理公司以及其他从事基金销售业务的机构在为 客户办理下列业务时，应当开展客户尽职调查，并登记客户身份基本信息，留存客户有效身份证件或者其他身份证明文件的复印件或者影印件：

【訳文】 証券会社、先物会社、証券投資ファンド管理会社その他のファンド販売業務に従事する機関は、顧客のために次に掲げる業務を取り扱うときは、顧客デューデリジェンスを行い、顧客の身元基本情報を登録し、顧客の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。

【原文】 （一）经纪业务；

【訳文】 （1）ブローカー業務（經紀業務）

【原文】 （二）资产管理业务；

【訳文】 （2）資産管理業務

【原文】 （三）向客户销售各类金融产品且交易金额人民币 5 万元以上或者外币等值 1 万美元以上的；

【訳文】 （3）顧客に対し各種金融商品を販売し、かつ、取引金額が人民元 5 万元以上又は外貨で 1 万米ドル相当以上であるもの

【原文】（四）融资融券、股票质押、约定购回等信用交易类业务；

【訳文】（4）融資融券（信用取引）、株式担保差入れ（株式質権設定）、約定買戻し等の信用取引類の業務

【原文】（五）场外衍生品交易等柜台业务；

【訳文】（5）店頭デリバティブ取引等の店頭（カウンター）業務

【原文】（六）承销与保荐、上市公司并购重组财务顾问、公司债券受托管理、非上市公众公司推荐、资产证券化等业务；

【訳文】（6）引受け及び推薦（保薦）、上場会社の合併買収・再編のファイナンシャル・アドバイザー、社債の受託管理、非上場公衆会社の推薦、資産証券化等の業務

【原文】（七）中国人民银行和中国证券监督管理委员会规定的应当开展客户尽职调查的其他证券业务。

【訳文】（7）中国人民銀行及び中国证券监督管理委员会が定める顧客デューデリジェンスを行うべきその他の証券業務

第十二条

【原文】保险公司在与客户订立人寿保险合同和其他具有投资性质的保险合同时，应当开展客户尽职调查，确认投保人和被保险人之间的关系，以及被保险人和受益人之间的关系，登记投保人身份基本信息，并留存投保人有效身份证件或者其他身份证明文件的复印件或者影印件；识别并核实被保险人、受益人的身份，登记被保险人、受益人的姓名或者名称、联系方式、有效身份证件或者其他身份证明文件的种类、号码和有效期限，并留存被保险人、受益人有效身份证件或者其他身份证明文件的复印件或者影印件。上述保险合同未明确指定受益人，而是通过特征描述、法定继承或者其他方式指定受益人时，保险公司应当在明确受益人身份或者赔偿、给付保险金时识别、核实受益人身份。

【訳文】保険会社は、顧客と生命保険契約その他の投資性を有する保険契約を締結するときは、顧客デューデリジェンスを行い、保険契約者と被保険者との関係及び被保険者と受益者

との関係を確認し、保険契約者の身元基本情報を登録し、かつ、保険契約者の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。被保険者及び受益者の身元を識別し及び確認し、被保険者及び受益者の氏名又は名称、連絡先並びに有効な身分証その他の身元証明書類の種類、番号及び有効期限を登録し、かつ、被保険者及び受益者の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。前記の保険契約において受益者が明確に指定されておらず、特徴の記述、法定相続その他の方法により受益者が指定されているときは、保険会社は、受益者の身元が明確になった時又は保険金を賠償し若しくは給付する時に、受益者の身元を識別し及び確認しなければならない。

【原文】 对于保险费金额人民币5万元以上或者外币等值1万美元以上的财产保险合同和健康保险、意外伤害保险等不具有投资性质的人身保险合同，保险公司在与客户订立保险合同时，应当识别并核实投保人、被保险身份，登记投保人、被保险人、受益人的姓名或者名称、联系方式、有效身份证件或者其他身份证明文件的种类、号码和有效期限，并留存投保人有效身份证件或者其他身份证明文件的复印件或者影印件。

【訳文】 保険料の金額が人民元5万元以上又は外貨で1万米ドル相当以上である財産保険契約並びに健康保険、傷害保険等の投資性を有しない人身保険契約については、保険会社は、顧客と保険契約を締結するときは、保険契約者及び被保険者の身元を識別し及び確認し、保険契約者、被保険者及び受益者の氏名又は名称、連絡先並びに有効な身分証その他の身元証明書類の種類、番号及び有効期限を登録し、かつ、保険契約者の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。

第十三条

【原文】 在客户申请解除保险合同、减保或者办理保单贷款时，退还的保险费、现金价值或者提供的贷款金额为人民币1万元以上或者外币等值1000美元以上的，保险公司应当核实申请人身份，登记退保、减保或者办理保单贷款原因，将保险费、现金价值退还或者发放至投保人本人账户，遇特殊情况无法将保险费、现金价值退还或者发放至投保人本人账户的，需登记原因并经高级管理层批准。

【訳文】 顧客が保険契約の解除、保険金額の減額（減保）又は契約者貸付（保険証券貸付）の取扱いを申請する場合において、返還する保険料、解約返戻金（現金価値）又は提供する貸付金の額が人民元1万元以上又は外貨で1000米ドル相当以上であるときは、保険会社は、申請者の身元を確認し、解約、減額又は契約者貸付の取扱いの理由を登録し、保険料又は解約返戻金を保険契約者本人の口座に返還し又は支払わなければならない。特段の事情に

より保険料又は解約返戻金を保険契約者本人の口座に返還し又は支払うことができないときは、その理由を登録し、かつ、上級管理層の承認を経なければならない。

第十四条

【原文】对于人寿保险合同和其他具有投资性质的保险合同，保险公司在赔偿或者给付保险金时，应当核实被保险人、受益人身份，并留存受益人有效身份证件或者其他身份证明文件的复印件或者影印件。

【訳文】生命保険契約その他の投資性を有する保険契約については、保険会社は、保険金を賠償し又は給付するときは、被保険者及び受益者の身元を確認し、かつ、受益者の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。

【原文】对于财产保险合同和健康保险、意外伤害保险等不具有投资性质的人身保险合同，当被保险人或者受益人请求保险公司赔偿时，金额为人民币5万元以上或者外币等值1万美元以上的，保险公司应当识别并核实被保险人或者受益人身份，登记被保险人或者受益人的姓名或者名称、联系方式、有效身份证件或者其他身份证明文件的种类、号码和有效期限，并留存被保险人或者受益人有效身份证件或者其他身份证明文件的复印件或者影印件。

【訳文】財産保険契約並びに健康保険、傷害保険等の投資性を有しない人身保険契約については、被保険者又は受益者が保険会社に賠償を請求する場合において、その金額が人民元5万元以上又は外貨で1万米ドル相当以上であるときは、保険会社は、被保険者又は受益者の身元を識別し及び確認し、被保険者又は受益者の氏名又は名称、連絡先並びに有効な身分証その他の身元証明書類の種類、番号及び有効期限を登録し、かつ、被保険者又は受益者の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。

【原文】保险公司应当将保险金支付给保单受益人、被保险人或者指定收款人的账户。对于被保险人或者受益人请求将保险金支付给被保险人、受益人、指定收款人以外第三人的，保险公司应当确认被保险人和实际收款人之间的关系，或者受益人和实际收款人之间的关系，识别并核实实际收款人身份，登记实际收款人的姓名或者名称、联系方式、有效身份证件或者其他身份证明文件的种类、号码和有效期限，并留存实际收款人有效身份证件或者其他身份证明文件的复印件或者影印件。

【訳文】保険会社は、保険金を保険証券上の受益者、被保険者又は指定受取人の口座に支払わなければならない。被保険者又は受益者が、保険金を被保険者、受益者及び指定受取人以外の第三者に支払うよう請求するときは、保険会社は、被保険者と実際の受取人との関係又

は受益者と実際の受取人との関係を確認し、実際の受取人の身元を識別し及び確認し、実際の受取人の氏名又は名称、連絡先並びに有効な身分証その他の身元証明書類の種類、番号及び有効期限を登録し、かつ、実際の受取人の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。

第十五条

【原文】 保险公司在与客户订立养老保障管理合同时，应当识别并核实委托人身份，登记委托人身份基本信息，并留存委托人有效身份证件或者其他身份证明文件的复印件或者影印件；在办理资金领取时，金额为人民币5万元以上或者外币等值1万美元以上的，保险公司应当识别并核实受益人身份。

【訳文】 保険会社は、顧客と養老保障管理契約を締結するときは、委託者の身元を識別し及び確認し、委託者の身元基本情報を登録し、かつ、委託者の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。資金の受領を取り扱う場合において、その金額が人民元5万元以上又は外貨で1万米ドル相当以上であるときは、受益者の身元を識別し及び確認しなければならない。

第十六条

【原文】 非银行支付机构在办理下列业务时，应当开展客户尽职调查，并登记客户身份基本信息，留存客户有效身份证件或者其他身份证明文件的复印件或者影印件：

【訳文】 非銀行決済機関は、次に掲げる業務を取り扱うときは、顧客デューデリジェンスを行い、顧客の身元基本情報を登録し、顧客の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。

【原文】 （一）以开立支付账户等方式与客户建立业务关系，以及向客户出售记名预付卡或者一次性出售不记名预付卡人民币1万元以上的；

【訳文】 （1）支払口座の開設等の方法により顧客と業務関係を確立するとき、及び顧客に記名式プリペイドカードを販売し、又は一度に人民元1万元以上の無記名式プリペイドカードを販売するとき。

【原文】 （二）中国人民银行规定的其他情形。

【訳文】（2）中国人民銀行が定めるその他の場合

第十七条

【原文】 銀行、非銀行支付機構が特約商戸提供收单服务，应当对特約商戸开展客户尽职调查，并登記特約商戸及其法定代表人或者负责人身份基本信息，留存特約商戸及其法定代表人或者负责人有效身份证件或者其他身份證明文件的复印件或者影印件。

【訳文】 銀行及び非銀行決済機関は、加盟店（特約商戸）にアクワイアリング（収単）サービスを提供するときは、加盟店について顧客デューデリジェンスを行い、加盟店並びにその法定代表者又は責任者の身元基本情報を登録し、加盟店並びにその法定代表者又は責任者の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。

第十八条

【原文】 信托公司在设立信托或者为客户办理信托受益权转让时，应当识别并核实委托人身份，了解信托财产的来源，登記委托人的身份基本信息，并留存委托人有效身份证件或者其他身份證明文件的复印件或者影印件。受益人不是委托人本人的，信托公司应当识别并核实受益人身份。

【訳文】 信託会社は、信託を設定するとき、又は顧客のために信託受益権の譲渡を取り扱うときは、委託者の身元を識別し及び確認し、信託財産の出所を把握し、委託者の身元基本情報を登録し、かつ、委託者の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。受益者が委託者本人でないときは、信託会社は、受益者の身元を識別し及び確認しなければならない。

第十九条

【原文】 保险资产管理公司、金融资产管理公司、企业集团财务公司、金融租赁公司、汽车金融公司、消费金融公司、货币经纪公司、理财公司以及中国人民银行确定并公布的从事金融业务的其他机构，在与客户建立业务关系时，应当识别并核实客户身份，登記客户身份基本信息，并留存客户有效身份证件或者其他身份證明文件的复印件或者影印件。

【訳文】 保険資産管理会社、金融資産管理会社、企業集団財務会社、金融リース会社、自動車金融会社、消費者金融会社、貨幣仲介会社、理財会社及び中国人民銀行が確定し公布するその他の金融業務に従事する機関は、顧客と業務関係を確立するときは、顧客の身元を識別

し及び確認し、顧客の身元基本情報を登録し、かつ、顧客の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。

【原文】 金融机构依托其他机构开展上述业务时，应当符合本办法第三十七条的规定。

【訳文】 金融機関は、他の機関に依拠して前記の業務を行うときは、この弁法第37条の規定に適合しなければならない。

第二十条

【原文】 为信托办理业务或者客户的财产属于信托财产的，金融机构应当了解信托的业务性质、所有权和控制权结构，通过获取其名称、成立的协议文件以及受托人或者管理人的名称、登记的住所或者主要经营场所等信息，识别并核实其身份，依照有关规定识别并采取合理措施核实信托的受益所有人。当受托人或者管理人的住所和主要经营场所不一致时，以主要经营场所为准；对于在境外注册或者经营的，至少识别和登记国家或者地区信息。

【訳文】 信託のために業務を取り扱うとき、又は顧客の財産が信託財産に属するときは、金融機関は、信託の業務の性質並びに所有権及び支配権の構造を把握し、その名称、設立の契約文書並びに受託者又は管理者の名称、登記された住所又は主たる営業場所等の情報を取得することにより、その身元を識別し及び確認し、関係規定に従って信託の実質的支配者を識別し、かつ、合理的な措置をとってこれを確認しなければならない。受託者又は管理者の住所と主たる営業場所とが一致しないときは、主たる営業場所を基準とし、境外で登記され又は営業するものについては、少なくとも国又は地域の情報を識別し及び登録する。

【原文】 对于客户为法人或者非法人组织的，金融机构应当了解客户的业务性质、所有权和控制权结构，依照有关规定通过来源可靠的相关信息识别并采取合理措施核实客户的受益所有人。

【訳文】 顧客が法人又は非法人組織であるときは、金融機関は、顧客の業務の性質並びに所有権及び支配権の構造を把握し、関係規定に従って、出所が信頼できる関連する情報により顧客の実質的支配者を識別し、かつ、合理的な措置をとってこれを確認しなければならない。

第二十一条

【原文】 保险公司应当将人寿保险保单受益人纳入相关的风险因素来决定是否采取强化的客户尽职调查措施。

【訳文】 保険会社は、生命保険の保険証券上の受益者を関連するリスク要素に含めて、強化された顧客デューデリジェンス措置をとるか否かを決定しなければならない。

【原文】 对于人寿保险保单受益人为法人或者非法人组织并且具有较高风险情形的，保险公司应当在赔偿或者给付保险金时采取强化尽职调查措施，识别并采取合理措施核实保单受益人的受益所有人。

【訳文】 生命保険の保険証券上の受益者が法人又は非法人組織であり、かつ、比較的高いリスクの事情を有するときは、保険会社は、保険金を賠償し又は給付する時に、強化されたデューデリジェンス措置をとり、保険証券上の受益者の実質的支配者を識別し、かつ、合理的な措置をとってこれを確認しなければならない。

第二十二条

【原文】 金融机构应当通过来源可靠、独立的相关材料、数据或者信息核实客户身份，包括下列一种或者多种方式：

【訳文】 金融機関は、出所が信頼でき独立した関連する資料、データ又は情報により顧客の身元を確認しなければならず、その方法には、次に掲げるもののうち一又は複数の方法が含まれる。

【原文】 （一）通过公安、市场监督管理、民政、税务、移民管理、电信管理等部门或者其他政府公开渠道获取的信息核实客户身份；

【訳文】 （1）公安、市場監督管理、民政、税務、移民管理、電気通信管理等の部門又はその他の政府の公開ルートを通じて取得した情報により顧客の身元を確認すること。

【原文】 （二）通过外国政府机构、国际组织等官方认证的信息核实客户身份；

【訳文】 （2）外国の政府機関、国際組織等が公式に認証した情報により顧客の身元を確認すること。

【原文】（三）要求客户补充其他身份资料或者相关材料；

【訳文】（3）顧客にその他の身元資料又は関連する資料の補充を求めること。

【原文】（四）其他来源可靠、独立的信息。

【訳文】（4）その他の出所が信頼でき独立した情報

【原文】银行业金融机构履行客户尽职调查义务时，依照法律、行政法规、部门规章的规定需核实相关自然人的居民身份证的，可以通过中国人民银行建立的联网核查公民身份信息系统进行核查。

【訳文】銀行業金融機関は、顧客デューデリジェンス義務を履行するに当たり、法律、行政法規又は部門規章の規定により関係する自然人の居民身分証を確認する必要があるときは、中国人民銀行が構築した公民身分情報オンライン照合システムを通じて照合することができる。

第二十三条

【原文】金融机构应当在建立业务关系或者办理规定金额以上的一次性金融服务时核实客户及其受益所有人身份。对于难以中断的正常交易，在有效管理洗钱、恐怖融资风险的情况下，金融机构可以在建立业务关系后尽快完成客户及其受益所有人身份核实工作。金融机构在未完成客户及其受益所有人身份核实工作前为客户办理业务的，应当采取适当的措施管理风险。

【訳文】金融機関は、業務関係を確立し、又は規定の金額以上の一回限りの金融サービスを取り扱う時に、顧客及びその実質的支配者の身元を確認しなければならない。中断し難い通常の取引については、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを有効に管理している場合には、金融機関は、業務関係を確立した後できる限り速やかに顧客及びその実質的支配者の身元確認の業務を完了することができる。金融機関は、顧客及びその実質的支配者の身元確認の業務を完了する前に顧客のために業務を取り扱うときは、適切な措置をとってリスクを管理しなければならない。

第二十四条

【原文】客户由他人代理办理业务的，金融机构应当采取合理方式确认代理关系存在，在依照本办法的有关要求对被代理人采取客户尽职调查措施时，应当识别并核实代理人身份，登记代理人的姓名或者名称、联系方式、有效身份证件或者其他身份证明文件的种类、号码，并留存代理人有效身份证件或者其他身份证明文件的复印件或者影印件。

【訳文】顧客が他人を代理人として業務を取り扱うときは、金融機関は、合理的な方法をもって代理関係の存在を確認し、この弁法の関係する要求に従って本人（被代理人）に対して顧客デューデリジェンス措置をとるに当たり、代理人の身元を識別し及び確認し、代理人の氏名又は名称、連絡先並びに有効な身分証その他の身元証明書類の種類及び番号を登録し、かつ、代理人の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物又は影印物を保存しなければならない。

第二十五条

【原文】金融机构在与客户建立业务关系时，应当根据客户尽职调查所获得的信息，及时评估客户风险，划分风险等级，确定不同风险等级客户的定期审核频次和方式。对洗钱、恐怖融资风险等级最高的客户，金融机构应当至少每年进行1次审核。

【訳文】金融機関は、顧客と業務関係を確立するときは、顧客デューデリジェンスにより取得した情報に基づき、速やかに顧客のリスクを評価し、リスク等級を区分し、リスク等級の異なる顧客についての定期的な審査の頻度及び方法を確定しなければならない。マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク等級が最も高い顧客については、金融機関は、少なくとも毎年1回審査を行わなければならない。

【原文】金融机构应当持续关注客户的风险状况、交易情况和身份信息变化，及时、合理调整客户洗钱、恐怖融资风险等级。

【訳文】金融機関は、顧客のリスク状況、取引状況及び身元情報の変化を継続的に注視し、顧客のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク等級を速やかにかつ合理的に調整しなければならない。

第二十六条

【原文】业务关系存续期间，金融机构应当持续关注并评估客户整体状况及交易情况，了解客户的洗钱、恐怖融资风险。有下列情形之一的，应当通过向客户了解或者其他渠道获取信息，

进一步核实客户及其交易有关情况，以确认为客户提供的各类服务和交易符合金融机构对客户身份背景、业务需求、风险状况以及对客户资金来源和用途等方面的认识，以及客户尽职调查收集的相关材料、数据和信息的时效性及相关性：

【訳文】業務関係の存続期間中、金融機関は、顧客の全体的な状況及び取引状況を継続的に注視し及び評価し、顧客のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを把握しなければならない。次のいずれかに該当するときは、顧客への聴取その他のルートを通じて情報を取得し、顧客及びその取引に関係する状況を更に確認し、もって顧客に提供する各種のサービス及び取引が、顧客の身元及び背景、業務上の需要、リスク状況並びに顧客の資金の出所及び用途等の面に関する金融機関の認識に合致していること並びに顧客デューデリジェンスにより収集した関連する資料、データ及び情報の適時性及び関連性を確認しなければならない。

【原文】（一）客户有关行为或者交易出现异常，客户进行的交易与金融机构所掌握的客户身份、风险状况等不符，或者其他因素导致客户风险状况发生变化的；

【訳文】（1）顧客の関係する行為若しくは取引に異常が生じ、顧客が行う取引が金融機関の把握している顧客の身元、リスク状況等と一致せず、又はその他の要因により顧客のリスク状況に変化が生じたとき。

【原文】（二）对先前获得的客户身份资料的真实性、有效性、完整性存在疑问的；

【訳文】（2）以前に取得した顧客の身元資料の真実性、有効性又は完全性に疑問があるとき。

【原文】（三）客户要求变更姓名或者名称、身份证件或者其他身份证明文件种类、身份证件号码、经营范围、法定代表人、受益人或者受益所有人的；

【訳文】（3）顧客が、氏名若しくは名称、身分証若しくはその他の身元証明書類の種類、身分証の番号、経営範囲、法定代表者、受益者又は実質的支配者の変更を求めるとき。

【原文】（四）其他需要关注并评估客户整体状况及交易情况的。

【訳文】（4）その他顧客の全体的な状況及び取引状況を注視し及び評価する必要があるとき。

【原文】客户先前提交的身份证件或者其他身份证明文件已过有效期，金融机构在履行必要的告知程序后，客户未在合理期限内更新且未提出合理理由的，金融机构可以采取适当的洗钱风险管理措施。

【訳文】顧客が以前に提出した身分証その他の身元証明書類の有効期限が経過している場合において、金融機関が必要な告知手続を履行した後、顧客が合理的な期間内に更新せず、かつ、合理的な理由を申し出ないときは、金融機関は、適切なマネーロンダリングリスク管理措置をとることができる。

第二十七条

【原文】金融机构与客户建立业务关系时或者业务关系存续期间，综合考虑客户特征、业务关系、交易目的、交易性质、资金来源和用途等因素，对于存在较高洗钱、恐怖融资风险情形的，或者客户为国家有关机关调查、发布的涉嫌洗钱、恐怖融资及相关犯罪人员的，应当根据风险状况采取强化尽职调查措施。

【訳文】金融機関は、顧客と業務関係を確立する時又は業務関係の存続期間中に、顧客の特徴、業務関係、取引の目的、取引の性質、資金の出所及び用途等の要素を総合的に考慮し、比較的高いマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクの事情が存在するとき、又は顧客が国家の関係機関の調査し若しくは公表したマネーロンダリング、テロ資金供与及び関連する犯罪の嫌疑者であるときは、リスク状況に応じて強化されたデューデリジェンス措置をとらなければならない。

第二十八条

【原文】对于洗钱、恐怖融资风险较高的情形以及高风险客户，金融机构根据情形采取相匹配的下列一种或者多种强化尽职调查措施：

【訳文】マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクが比較的高い場合及び高リスクの顧客については、金融機関は、状況に応じて、次に掲げる強化されたデューデリジェンス措置のうちこれに見合った一又は複数の措置をとる。

【原文】（一）获取业务关系、交易目的和性质、资金来源和用途的相关信息，必要时，要求客户提供相关材料并予以核实；

【訳文】（1）業務関係、取引の目的及び性質並びに資金の出所及び用途に関連する情報を取得し、必要に応じて、顧客に関連する資料の提供を求め、これを確認すること。

【原文】（二）通过实地查访等方式了解客户的经济状况或者经营状况；

【訳文】（2）実地訪問等の方法により顧客の経済状況又は経営状況を把握すること。

【原文】（三）加强对客户及其交易的监测分析；

【訳文】（3）顧客及びその取引に対する監視分析を強化すること。

【原文】（四）加强对客户及其受益所有人信息审查；

【訳文】（4）顧客及びその実質的支配者の情報に対する審査を強化すること。

【原文】（五）与客户建立、维持业务关系，或者为客户办理业务，需要获得高级管理层的批准。

【訳文】（5）顧客と業務関係を確立し若しくは維持し、又は顧客のために業務を取り扱うに当たり、上級管理層の承認を得ることを要するものとする。

【原文】金融机构采取强化尽职调查措施后，确需对客户的洗钱、恐怖融资风险进行风险管理的，可以对客户的交易方式、交易规模、交易频率、办理业务类型等实施合理限制，认为客户的洗钱、恐怖融资风险超出金融机构风险管理能力的，应当拒绝办理业务或者终止已经建立的业务关系。

【訳文】金融機関は、強化されたデューデリジェンス措置をとった後、顧客のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクについてリスク管理を行う必要が確かにあるときは、顧客の取引方法、取引規模、取引頻度、取り扱う業務の種類等について合理的な制限を実施することができ、顧客のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクが金融機関のリスク管理

能力を超えると認めるときは、業務の取扱いを拒否し、又は既に確立した業務関係を終了しなければならない。

【原文】 金融机构采取洗钱风险管理措施，应当依照有关管理规定的要求和程序进行，不得违法冻结客户资金，不得采取与洗钱风险状况明显不相匹配的措施，保障与客户依法享有的医疗、社会保障、公用事业服务等相关的基本的、必需的金融服务。

【訳文】 金融機関は、マネーロンダリングリスク管理措置をとるに当たり、関係管理規定の要求及び手続に従って行わなければならない、違法に顧客の資金を凍結してはならず、マネーロンダリングのリスク状況に明らかに見合わない措置をとってはならず、顧客が法により享受する医療、社会保障、公共事業サービス等に関連する基本的かつ必要な金融サービスを保障しなければならない。

第二十九条

【原文】 金融机构结合客户特征、业务关系或者交易目的和性质，经过风险评估且具有充足理由判断其洗钱、恐怖融资风险为低风险时，根据情形采取适当的简化客户尽职调查措施。当怀疑客户或者交易涉嫌洗钱、恐怖融资等高风险情形的，金融机构不得采取简化尽职调查措施。

【訳文】 金融機関は、顧客の特徴、業務関係又は取引の目的及び性質を踏まえ、リスク評価を経て、かつ、そのマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクが低リスクであると判断する十分な理由を有するときは、状況に応じて適切な簡素化された顧客デューデリジェンス措置をとる。顧客又は取引にマネーロンダリング、テロ資金供与等の嫌疑があるとの疑いがあるなど高リスクの事情があるときは、金融機関は、簡素化されたデューデリジェンス措置をとってはならない。

【原文】 金融机构采取的简化尽职调查措施可以包括在建立业务关系后的合理期限内完成客户及其受益所有人身份核实、延长客户定期审查的周期，降低尽职调查措施的频率和强度、降低交易监测的频率和强度等。对于采取简化尽职调查措施的客户或者交易，金融机构应当定期审查其风险状况。当客户或者交易风险状况发生变化时，金融机构应当及时调整简化措施范围和相关要求。

【訳文】 金融機関がとる簡素化されたデューデリジェンス措置には、業務関係を確立した後の合理的な期間内に顧客及びその実質の支配者の身元確認を完了すること、顧客の定期的な審査の周期を延長すること、デューデリジェンス措置の頻度及び強度を引き下げること、取引監視の頻度及び強度を引き下げること等を含めることができる。簡素化されたデューデリ

ジェンス措置をとった顧客又は取引については、金融機関は、そのリスク状況を定期的に審査しなければならない。顧客又は取引のリスク状況に変化が生じたときは、金融機関は、簡素化措置の範囲及び関連する要求を速やかに調整しなければならない。

【原文】 简化尽职调查不等于豁免金融机构对客户的尽职调查，应当至少识别并核实客户身份，登记客户姓名、联系方式、身份证件或者其他身份证明文件的号码、种类、有效期限等身份信息，留存客户尽职调查过程中必要的身份资料。

【訳文】 簡素化されたデューデリジェンスは、金融機関による顧客のデューデリジェンスを免除することを意味するものではなく、少なくとも顧客の身元を識別し及び確認し、顧客の氏名、連絡先並びに身分証その他の身元証明書類の番号、種類及び有効期限等の身元情報を登録し、顧客デューデリジェンスの過程における必要な身元資料を保存しなければならない。

【原文】 金融机构根据本条第一款规定评估和判断洗钱、恐怖融资低风险情形时，可以参考下列风险因素：

【訳文】 金融機関は、この条第1項の規定によりマネーロンダリング及びテロ資金供与の低リスクの事情を評価し及び判断するに当たり、次に掲げるリスク要素を参考にすることができる。

【原文】 （一）客户风险因素，如客户为党政机关、实行预算管理的事業单位、军队、武警团级（含）以上单位以及分散执勤的支（分）队、上市公司、境内或者其他反洗钱体系有效的国家和地区设立的金融机构、政府间国际组织等；

【訳文】 （1）顧客のリスク要素。例えば、顧客が党・政府機関、予算管理を実行する事業単位、軍隊、武装警察の団級（これを含む。）以上の部隊及び分散して勤務する支（分）隊、上場会社、境内又は反マネーロンダリング体系が有効なその他の国及び地域において設立された金融機関、政府間国際組織等であること。

【原文】 （二）产品、业务风险因素，如仅具有社会保障或者住房公积金功能的账户、政策性或者强制性保险产品等；

【訳文】（2）商品及び業務のリスク要素。例えば、社会保障又は住宅積立金の機能のみを有する口座、政策性又は強制性の保険商品等

【原文】（三）业务渠道或者交易渠道风险因素，如在货币市场、银行间债券市场、票据交易市场等专业市场场内与中央交易对手、政府等公共部门进行的交易等；

【訳文】（3）業務チャネル又は取引チャネルのリスク要素。例えば、短期金融市場、銀行間債券市場、手形取引市場等の専門市場の場内において中央清算機関（中央取引相手方）、政府等の公共部門との間で行う取引等

【原文】（四）中国人民银行发布的反洗钱和反恐怖融资相关规定、指引、类型分析报告以及洗钱、恐怖融资风险评估报告等确定的低风险因素；

【訳文】（4）中国人民銀行が公表する反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関連する規定、指針、類型分析報告並びにマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク評価報告等で確定された低リスク要素

【原文】（五）其他低风险因素。

【訳文】（5）その他の低リスク要素

第三十条

【原文】金融机构无法按本办法规定开展客户尽职调查的，不得与客户建立业务关系、提供规定金额以上的一次性金融服务；已经建立业务关系的，应当根据情形终止已建立的业务关系，并提交可疑交易报告。

【訳文】金融機関は、この弁法の規定に従って顧客デューデリジェンスを行うことができないときは、顧客と業務関係を確立し、又は規定の金額以上の一回限りの金融サービスを提供してはならず、既に業務関係を確立しているときは、状況に応じて既に確立した業務関係を終了し、かつ、疑わしい取引の報告を提出しなければならない。

【原文】金融机构与客户建立业务关系时或者与客户业务关系存续期间，有合理理由怀疑客户存在组织批量或者分批开立账户，出租出借或者买卖账户，或者其他涉嫌洗钱等违法犯罪活动

情形的，金融机构有权拒绝开户，或者根据客户及其申请办理业务的风险状况，采取延长审查期限、强化尽职调查等措施，必要时采取适当的洗钱风险管理措施。

【訳文】金融機関は、顧客と業務関係を確立する時又は顧客との業務関係の存続期間中に、顧客について、組織的に大量に若しくは分割して口座を開設し、口座を賃貸し、貸与し若しくは売買し、又はその他のマネーロンダリング等の違法犯罪活動の嫌疑がある事情が存在すると疑う合理的な理由があるときは、口座の開設を拒否する権利を有し、又は顧客及びその申請する業務のリスク状況に応じて、審査期間の延長、強化されたデューデリジェンス等の措置を取り、必要に応じて適切なマネーロンダリングリスク管理措置をとる。

第三十一条

【原文】有合理理由怀疑客户涉嫌洗钱或者恐怖融资，并且开展客户尽职调查会导致发生泄密事件的，金融机构可以不开展客户尽职调查，但应当提交可疑交易报告。

【訳文】顧客にマネーロンダリング又はテロ資金供与の嫌疑があると疑う合理的な理由があり、かつ、顧客デューデリジェンスを行うことにより秘密の漏洩を生じさせるおそれがあるときは、金融機関は、顧客デューデリジェンスを行わないことができる。ただし、疑わしい取引の報告を提出しなければならない。

第2節 その他の規定（第二节 其他规定）

第三十二条

【原文】金融机构与境外金融机构建立代理行或者类似业务关系，或者接受委托为境外经纪机构或其客户提供境内证券期货交易时，应当了解境外机构所在国家或者地区洗钱、恐怖融资风险状况，充分收集境外机构代理业务性质、声誉、内部控制、接受监管和调查等方面的信息，评估境外机构接受反洗钱和反恐怖融资监管和调查的情况，以及反洗钱和反恐怖融资措施的健全性和有效性，明确本机构与境外机构在客户尽职调查、客户身份资料及交易记录保存方面的职责。

【訳文】金融機関は、境外の金融機関とコルレス（代理行）関係若しくはこれに類似する業務関係を確立するとき、又は委託を受けて境外の仲介機関（經紀機構）若しくはその顧客のために境内の証券・先物取引を提供するときは、境外の機関の所在する国又は地域のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク状況を把握し、境外の機関の代理業務の性質、評判、内部統制、監督管理及び調査の受入れ等の面に関する情報を十分に収集し、境外の機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の監督管理及び調査の受入れ状況並びに反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の措置の健全性及び有効性を評価し、顧客デューデ

リジェンス並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存の面における自機関と境外の機関との職責を明確にしなければならない。

【原文】 金融机构与境外金融机构建立代理行或者类似业务关系，或者接受委托为境外经纪机构或其客户提供境内证券期货交易时，应当获得董事会或者向董事会负责的高级管理层的批准。金融机构应当确保委托机构对直接使用代理行账户的客户开展尽职调查，并能够应金融机构要求提供相关客户尽职调查信息。金融机构不得与空壳银行建立代理行或者类似业务关系，同时应当确保委托机构不提供账户供空壳银行使用。

【訳文】 金融機関は、境外の金融機関とコルレス関係若しくはこれに類似する業務関係を確立するとき、又は委託を受けて境外の仲介機関若しくはその顧客のために境内の証券・先物取引を提供するときは、取締役会又は取締役会に対して責任を負う上級管理層の承認を得なければならない。金融機関は、委託機関がコルレス口座を直接使用する顧客についてデューデリジェンスを行い、かつ、金融機関の求めに応じて関連する顧客デューデリジェンス情報を提供することができることを確保しなければならない。金融機関は、シェルバンクとコルレス関係又はこれに類似する業務関係を確立してはならず、同時に、委託機関がシェルバンクに口座を使用させないことを確保しなければならない。

【原文】 金融机构应当持续关注并审查境外机构接受反洗钱和反恐怖融资监管情况，以及境外机构所在国家或者地区洗钱、恐怖融资风险状况，评定境外机构风险等级，并实施动态管理。

【訳文】 金融機関は、境外の機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の監督管理の受入れ状況並びに境外の機関の所在する国又は地域のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク状況を継続的に注視し及び審査し、境外の機関のリスク等級を評定し、かつ、動的な管理を実施しなければならない。

第三十三条

【原文】 金融机构应当采取合理措施确定客户及其受益所有人是否为外国政要、国际组织高级管理人员、外国政要或者国际组织高级管理人员的特定关系人。客户或者其受益所有人为外国政要或者其特定关系人的，金融机构应当采取措施了解客户及其受益所有人资金或者财产的来源和用途，与客户建立、维持业务关系还应当获得高级管理层批准，并对客户及业务关系采取强化的持续监测措施。客户或者其受益所有人为国际组织高级管理人员或者其特定关系人的，在具有较高风险情形时，金融机构应当采取前述规定的措施。

【訳文】金融機関は、合理的な措置をとって、顧客及びその実質的支配者が外国の重要な公的地位を有する者（外国 PEP）、国際機関の上級管理職又は外国の重要な公的地位を有する者若しくは国際機関の上級管理職の特定関係者であるか否かを確定しなければならない。顧客又はその実質的支配者が外国の重要な公的地位を有する者又はその特定関係者であるときは、金融機関は、措置をとって顧客及びその実質的支配者の資金又は財産の出所及び用途を把握しなければならない。顧客と業務関係を確立し又は維持するには、更に上級管理層の承認を得なければならない。かつ、顧客及び業務関係について強化された継続的監視措置をとらなければならない。顧客又はその実質的支配者が国際機関の上級管理職又はその特定関係者である場合において、比較的高いリスクの事情を有するときは、金融機関は、前記の規定の措置をとらなければならない。

【原文】 人寿保险保单受益人或者其受益所有人为外国政要、国际组织高级管理人员、外国政要或者国际组织高级管理人员的特定关系人的，保险公司应当在赔偿或者给付保险金时获得高级管理层批准，并对投保人及业务关系采取强化尽职调查措施。

【訳文】生命保険の保険証券上の受益者又はその実質的支配者が外国の重要な公的地位を有する者、国際機関の上級管理職又は外国の重要な公的地位を有する者若しくは国際機関の上級管理職の特定関係者であるときは、保険会社は、保険金を賠償し又は給付する時に上級管理層の承認を得なければならない。かつ、保険契約者及び業務関係について強化されたデューデリジェンス措置をとらなければならない。

【原文】 前两款规定的外国政要，包括外国现任的或者离任的履行重要公共职能的人员，如国家元首、政府首脑、高层政要，重要的政府、司法或者军事高级官员，国有企业高管、政党要员等。外国政要或者国际组织高级管理人员的特定关系人，包括其父母、配偶、子女等近亲属，以及通过工作、生活等产生共同利益关系的其他自然人。

【訳文】前2項に定める外国の重要な公的地位を有する者には、外国の現職の又は離職した重要な公的機能を担う者、例えば、国家元首、政府首脳、高位の政治家、重要な政府、司法若しくは軍事の高級官員、国有企業の高級管理職、政党の要職者等が含まれる。外国の重要な公的地位を有する者又は国際機関の上級管理職の特定関係者には、その父母、配偶者、子女等の近親者及び仕事、生活等を通じて共通の利益関係を生じたその他の自然人が含まれる。

第三十四条

【原文】金融机构和从事汇兑业务的机构为客户向境外汇出资金时，应当登记汇款人的姓名或者名称、账号、住所和收款人的姓名或者名称、账号等信息，在汇兑凭证或者相关信息系统中留存上述信息，并向接收汇款的境外机构提供汇款人的姓名或者名称、账号、住所等信息。汇款人未在本机构开户，金融机构无法登记汇款人账号的，可以登记并向接收汇款的境外机构提供其他相关信息，确保该笔交易可跟踪稽核。

【訳文】金融機関及び為替業務に従事する機関は、顧客のために境外へ資金を送金するときは、送金人の氏名又は名称、口座番号及び住所並びに受取人の氏名又は名称及び口座番号等の情報を登録し、為替証票又は関連する情報システムに前記の情報を保存し、かつ、送金を受領する境外の機関に対し送金人の氏名又は名称、口座番号、住所等の情報を提供しなければならない。送金人が自機関に口座を開設しておらず、金融機関が送金人の口座番号を登録することができないときは、その他の関連する情報を登録し、送金を受領する境外の機関に提供して、当該取引を追跡し検査することができることを確保することができる。

【原文】金融机构和从事汇兑业务的机构为客户向境外汇出资金金额为单笔人民币 5000 元或者外币等值 1000 美元以上的，应当核实汇款人信息的准确性。有合理理由怀疑客户涉嫌洗钱或者恐怖融资的，无论汇出资金金额大小，金融机构都应当采取合理措施核实汇款人信息。

【訳文】金融機関及び為替業務に従事する機関は、顧客のために境外へ送金する資金の金額が1回につき人民元5000元以上又は外貨で1000米ドル相当以上であるときは、送金人の情報の正確性を確認しなければならない。顧客にマネーロンダリング又はテロ資金供与の嫌疑があると疑う合理的な理由があるときは、送金する資金の金額の多寡にかかわらず、金融機関は、合理的な措置をとって送金人の情報を確認しなければならない。

【原文】金融机构作为跨境汇款业务的中间机构时，应当完整传递汇款业务所附的汇款人和收款人信息，采取合理措施识别是否缺少汇款人和收款人必要信息，并根据风险状况，明确执行、拒绝或者暂停上述汇款业务的适用情形及相应的后续处理措施。

【訳文】金融機関は、クロスボーダー送金業務の中継機関となるときは、送金業務に付された送金人及び受取人の情報を完全に伝達し、合理的な措置をとって送金人及び受取人の必要な情報が欠けているか否かを識別し、かつ、リスク状況に応じて、前記の送金業務を執行し、拒否し又は一時停止する適用場面及びこれに応じた事後処理措置を明確にしなければならない。

【原文】 接收境外汇入款的金融机构，发现汇款人姓名或者名称、账号、住所等信息缺失的，应当要求境外机构补充。如汇款人未在办理汇出业务的境外机构开立账户，接收汇款的境内金融机构无法登记汇款人账号的，可以登记其他相关信息，确保该笔交易可跟踪稽核。

【訳文】 境外からの送金を受領する金融機関は、送金人の氏名又は名称、口座番号、住所等の情報が欠けていることを発見したときは、境外の機関に補充を求めなければならない。送金人が送金業務を取り扱う境外の機関に口座を開設しておらず、送金を受領する境内の金融機関が送金人の口座番号を登録することができないときは、その他の関連する情報を登録して、当該取引を追跡し検査することができることを確保することができる。

第三十五条

【原文】 金融机构和从事汇兑业务的机构为客户办理境内汇款的，应当参照执行本办法第三十四条第一款和第二款的要求。汇款机构无法及时将汇款人信息提供给接收汇款的机构的，应当至少提供汇款人账号或者其他能够确保该笔交易可跟踪稽核的信息，并在接收汇款的机构或者相关主管部门需要时向其提供汇款人信息。

【訳文】 金融機関及び為替業務に従事する機関は、顧客のために境内の送金を取り扱うときは、この弁法第34条第1項及び第2項の要求を参照して執行しなければならない。送金機関は、送金人の情報を送金を受領する機関に速やかに提供することができないときは、少なくとも送金人の口座番号その他の当該取引を追跡し検査することができることを確保し得る情報を提供し、かつ、送金を受領する機関又は関係主管部門が必要とするときに、これらに対し送金人の情報を提供しなければならない。

【原文】 不符合本办法第三十四条和第三十五条第一款有关汇款业务要求的，金融机构和从事汇兑业务的机构不得为客户办理汇款业务。金融机构和从事汇兑业务的机构通过其境内外分支机构、附属机构或者代理机构开展汇款业务的，应当确保其境内外分支机构、附属机构或者代理机构遵守汇款业务相关规定。

【訳文】 この弁法第34条及び第35条第1項の送金業務に関する要求に適合しないときは、金融機関及び為替業務に従事する機関は、顧客のために送金業務を取り扱ってはならない。金融機関及び為替業務に従事する機関は、その境内外の支店等、附属機関又は代理機関を通じて送金業務を行うときは、その境内外の支店等、附属機関又は代理機関が送金業務に関連する規定を遵守することを確保しなければならない。

第三十六条

【原文】 金融机构运用互联网和移动通信等信息通信技术，依法以非面对面形式与客户建立业务关系或者为客户提供金融服务时，应当建立有效的客户身份认证机制，通过有效措施识别并核实客户身份，以确认客户身份的真实性和交易的合理性。

【訳文】 金融機関は、インターネット、移動体通信等の情報通信技術を運用し、法に従って非対面の形式により顧客と業務関係を確立し、又は顧客に金融サービスを提供するときは、有効な顧客本人認証の仕組みを確立し、有効な措置により顧客の身元を識別し及び確認し、もって顧客の身元の真実性及び取引の合理性を確認しなければならない。

第三十七条

【原文】 金融机构依托第三方开展本办法第七条第二款第一项、第二项、第五项尽职调查措施的，应当符合下列要求，并承担未履行客户尽职调查义务的责任：

【訳文】 金融機関は、第三者に依拠してこの弁法第7条第2項第1号、第2号及び第5号のデューデリジェンス措置を行うときは、次に掲げる要求に適合しなければならず、かつ、顧客デューデリジェンス義務を履行しなかったことの責任を負う。

【原文】 （一） 第三方接受反洗钱和反恐怖融资监管或者监测；

【訳文】 （1） 第三者が反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の監督管理又は監視を受けていること。

【原文】 （二） 评估第三方的风险状况及其履行反洗钱和反恐怖融资义务的能力，并确保第三方根据反洗钱和反恐怖融资法律法规和本办法的有关要求采取客户尽职调查、客户身份资料及交易记录保存措施；第三方具有较高风险情形或者不具备履行反洗钱和反恐怖融资义务能力的，不得依托第三方开展客户尽职调查；

【訳文】 （2） 第三者のリスク状況及びその反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の義務の履行能力を評価し、かつ、第三者が反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の法律法規並びにこの弁法の関係する要求に従って顧客デューデリジェンス並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存の措置をとることを確保すること。第三者に比較的高いリスクの事情があり、又は第三者が反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の義務の履行能力を備えていないときは、第三者に依拠して顧客デューデリジェンスを行ってはならない。

【原文】（三）金融机构能够立即从第三方获取客户尽职调查的必要信息；

【訳文】（3）金融機関が第三者から顧客デューデリジェンスの必要な情報を直ちに取得することができること。

【原文】（四）金融机构在需要时能够立即获得第三方开展客户尽职调查获取的身份证件或者其他身份证明文件以及其他资料的复印件或者影印件；

【訳文】（4）金融機関が、必要なときに、第三者が顧客デューデリジェンスを行うことにより取得した身分証その他の身元証明書類その他の資料の複写物又は影印物を直ちに取得することができること。

【原文】（五）金融机构依托境外第三方开展客户尽职调查的，应当充分考虑第三方所在国家或者地区的风险状况，不得依托来自高风险国家或者地区的第三方开展客户尽职调查。

【訳文】（5）金融機関が境外の第三者に依拠して顧客デューデリジェンスを行うときは、第三者の所在する国又は地域のリスク状況を十分に考慮しなければならない、高リスク国又は地域からの第三者に依拠して顧客デューデリジェンスを行ってはならないこと。

【原文】金融机构通过金融机构以外的第三方开展客户尽职调查的，应当符合前款第二项至第四项要求。

【訳文】金融機関は、金融機関以外の第三者を通じて顧客デューデリジェンスを行うときは、前項第2号から第4号までの要求に適合しなければならない。

【原文】第三方应当严格依照法律规定和合同约定履行相应的客户尽职调查义务，并向金融机构至少提供客户的姓名或者名称、身份证件或者其他身份证明文件的种类、号码、有效期限等必要的客户身份信息；金融机构对客户身份信息的真实性、准确性有疑问的，或者有合理理由怀疑客户涉嫌洗钱或者恐怖融资的，第三方应当配合金融机构开展客户尽职调查并反馈相关信息。第三方未依照上述规定配合金融机构履行客户尽职调查义务的，应当承担相应责任。

【訳文】第三者は、法律の規定及び契約の約定に厳格に従って相応の顧客デューデリジェンス義務を履行し、かつ、金融機関に対し、少なくとも顧客の氏名又は名称並びに身分証その

他の身元証明書類の種類、番号及び有効期限等の必要な顧客の身元情報を提供しなければならない。金融機関が顧客の身元情報の真実性若しくは正確性に疑問を有するとき、又は顧客にマネーロンダリング若しくはテロ資金供与の嫌疑があると疑う合理的な理由があるときは、第三者は、金融機関が顧客デューデリジェンスを行うことに協力し、関連する情報をフィードバックしなければならない。第三者が前記の規定に従って金融機関の顧客デューデリジェンス義務の履行に協力しないときは、相応の責任を負わなければならない。

第三十八条

【原文】 金融机构应当在开展客户尽职调查中相互配合。

【訳文】 金融機関は、顧客デューデリジェンスを行うに当たり、相互に協力しなければならない。

第三十九条

【原文】 金融机构应当建立健全工作机制，及时获取依法应当采取反洗钱特别预防措施的组织和人员名单，对客户及其交易对象开展核查，客户或者其交易对象的资金或者其他资产与名单相关的，应当立即依照有关规定采取反洗钱特别预防措施。

【訳文】 金融機関は、業務の仕組みを確立し及び健全化し、法により反マネーロンダリング特別予防措置をとるべき組織及び人員のリストを速やかに取得し、顧客及びその取引の相手方について照合を行わなければならない。顧客又はその取引の相手方の資金その他の資産がリストと関連するときは、直ちに関係規定に従って反マネーロンダリング特別予防措置をとらなければならない。

第四十条

【原文】 金融机构应当建立健全工作机制，及时获取国际反洗钱组织和我国有关部门发布的高风险国家或者地区以及强化监控国家或者地区名单。对于来自高风险国家或者地区的客户或交易，金融机构应当结合业务关系和交易的风险状况采取强化尽职调查措施和必要的风险管理措施。对于来自强化监控国家或者地区的客户，金融机构在开展客户尽职调查及划分客户风险等级时，应当关注客户所在国家或者地区的风险状况。

【訳文】 金融機関は、業務の仕組みを確立し及び健全化し、国際的な反マネーロンダリング組織及びわが国の関係部門が公表する高リスク国又は地域及び監視強化対象の国又は地域のリストを速やかに取得しなければならない。高リスク国又は地域からの顧客又は取引につい

ては、金融機関は、業務関係及び取引のリスク状況を踏まえて、強化されたデューデリジェンス措置及び必要なリスク管理措置をとらなければならない。監視強化対象の国又は地域からの顧客については、金融機関は、顧客デューデリジェンスを行い及び顧客のリスク等級を区分するに当たり、顧客の所在する国又は地域のリスク状況を注視しなければならない。

【原文】 国際反洗钱组织或者我国有关部门要求对高风险国家或者地区采取其他行动的，金融机构应当基于风险采取下列应对措施，免受其洗钱、恐怖融资风险的影响：

【訳文】 国際的な反マネーロンダリング組織又はわが国の関係部門が高リスク国又は地域に対してその他の行動をとるよう求めたときは、金融機関は、そのマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクの影響を受けないよう、リスクに基づき、次に掲げる対応措置をとらなければならない。

【原文】 （一）对来自高风险国家或者地区的客户和交易采取强化的交易监测措施，发现可疑情形应及时提交可疑交易报告，必要时拒绝提供金融服务或者终止业务关系；

【訳文】 （1）高リスク国又は地域からの顧客及び取引について強化された取引監視措置をとり、疑わしい事情を発見したときは速やかに疑わしい取引の報告を提出し、必要に応じて金融サービスの提供を拒否し、又は業務関係を終了すること。

【原文】 （二）审慎考虑在高风险国家或者地区开立分支机构、控股附属机构或者设立代表处；在高风险国家或者地区有分支机构、控股附属机构、代表处的金融机构，应当对相关分支机构、附属机构、代表处开展更加严格的社会审计；

【訳文】 （2）高リスク国又は地域において支店等若しくは支配する附属機関を開設し、又は駐在員事務所（代表処）を設置することを慎重に検討すること。高リスク国又は地域に支店等、支配する附属機関又は駐在員事務所を有する金融機関は、関係する支店等、附属機関又は駐在員事務所について、より厳格な外部監査（社会監査）を行わなければならない。

【原文】 （三）审慎考虑与高风险国家或者地区的金融机构建立代理行关系；已经建立代理行关系的，应当进行重新审查，必要时终止代理行关系；

【訳文】（3）高リスク国又は地域の金融機関とコルレス関係を確立することを慎重に検討すること。既にコルレス関係を確立しているときは、改めて審査を行い、必要に応じてコルレス関係を終了しなければならない。

【原文】（四）其他能够降低风险的措施。

【訳文】（4）その他のリスクを低減することができる措置

第四十一条

【原文】金融机构在开展客户尽职调查时，应当根据风险情形向中国反洗钱监测分析中心报告下列可疑行为：

【訳文】金融機関は、顧客デューデリジェンスを行うに当たり、リスクの事情に応じて、中国反マネーロンダリング監視分析センターに次に掲げる疑わしい行為を報告しなければならない。

【原文】（一）客户拒绝提供有效身份证件或者其他身份证明文件的；

【訳文】（1）顧客が有効な身分証その他の身元証明書類の提供を拒んだとき。

【原文】（二）有合理理由怀疑客户建立业务关系的目的和性质与洗钱或者恐怖融资等违法犯罪活动相关的；

【訳文】（2）顧客が業務関係を確立する目的及び性質がマネーロンダリング又はテロ資金供与等の違法犯罪活動と関連すると疑う合理的な理由があるとき。

【原文】（三）对向境内汇入资金的境外机构提出要求后，仍无法完整获得汇款人姓名或者名称、账号和住所的；

【訳文】（3）境内に資金を送金する境外の機関に対して求めた後も、なお送金人の氏名又は名称、口座番号及び住所を完全に取得することができないとき。

【原文】（四）采取必要措施后，对先前获得的客户身份资料的真实性、有效性、完整性仍存在疑问的；

【訳文】（4）必要な措置をとった後も、以前に取得した顧客の身元資料の真実性、有効性又は完全性になお疑問があるとき。

【原文】（五）履行客户尽职调查义务时发现其他可疑行为的。

【訳文】（5）顧客デューデリジェンス義務を履行する際にその他の疑わしい行為を発見したとき。

【原文】金融机构报告上述可疑行为依照中国人民银行关于金融机构大额交易和可疑交易报告的相关规定执行。

【訳文】金融機関による前記の疑わしい行為の報告は、金融機関の大口取引及び疑わしい取引の報告に関する中国人民銀行の関係規定に従って行う。

第3章 顧客の身元資料及び取引記録の保存（第三章 客户身份资料及交易记录保存）

第四十二条

【原文】金融机构应当保存的客户身份资料包括记载客户身份信息、受益所有人信息以及反映金融机构开展客户尽职调查工作情况的各种记录和资料。

【訳文】金融機関が保存すべき顧客の身元資料には、顧客の身元情報及び実質的支配者情報を記載し、並びに金融機関による顧客デューデリジェンスの業務状況を反映する各種の記録及び資料が含まれる。

【原文】金融机构应当保存的交易记录包括关于每笔交易的数据信息、业务凭证、账簿以及有关规定要求的反映交易真实情况的合同、业务凭证、单据、业务函件和其他资料。

【訳文】金融機関が保存すべき取引記録には、個々の取引に関するデータ情報、業務証票及び帳簿並びに関係規定が要求する取引の真実の状況を反映する契約書、業務証票、伝票、業務書簡その他の資料が含まれる。

第四十三条

【原文】金融机构应当采取必要的管理措施和技术措施，逐步实现以电子化方式完整、准确保存客户身份资料及交易信息，依法保护商业秘密和个人信息，防止客户身份资料及交易记录缺失、损毁，防止泄漏客户身份资料及交易信息。

【訳文】金融機関は、必要な管理上の措置及び技術上の措置をとり、電子化された方法により顧客の身元資料及び取引情報を完全かつ正確に保存することを段階的に実現し、法に従って営業秘密及び個人情報を保護し、顧客の身元資料及び取引記録の欠落及び毀損を防止し、並びに顧客の身元資料及び取引情報の漏洩を防止しなければならない。

【原文】金融机构客户身份资料及交易记录的保存方式和管理机制，应当确保足以重现和追溯每笔交易，并经过适当的授权后能够将所有的客户尽职调查信息和交易记录依法提供给监管部门和执法机关，便于金融机构反洗钱工作开展，以及反洗钱调查和监督管理。

【訳文】金融機関の顧客の身元資料及び取引記録の保存方法及び管理の仕組みは、個々の取引を再現し及び遡及するに足りることを確保し、かつ、適切な授權を経た後にすべての顧客デューデリジェンス情報及び取引記録を法に従って監督管理部門及び法執行機関に提供することができ、もって金融機関の反マネーロンダリング業務の実施並びに反マネーロンダリング調査及び監督管理に資するものでなければならない。

第四十四条

【原文】金融机构应当按照下列期限保存客户身份资料及交易记录：

【訳文】金融機関は、次に掲げる期間、顧客の身元資料及び取引記録を保存しなければならない。

【原文】（一）客户身份资料自业务关系结束后或者一次性金融服务结束后至少保存10年；

【訳文】（1）顧客の身元資料は、業務関係の終了後又は一回限りの金融サービスの終了後、少なくとも10年間保存すること。

【原文】（二）交易记录自交易结束后至少保存10年。

【訳文】（2）取引記録は、取引の終了後、少なくとも10年間保存すること。

【原文】如客户身份资料及交易记录涉及正在被反洗钱调查的可疑交易活动，且反洗钱调查工作在前款规定的最低保存期限届满时仍未结束的，金融机构应当将相关客户身份资料及交易记录保存至反洗钱调查工作结束。

【訳文】顧客の身元資料及び取引記録が反マネーロンダリング調査を受けている疑わしい取引活動に関わり、かつ、前項に定める最低保存期間の満了時に反マネーロンダリング調査の業務がなお終了していないときは、金融機関は、関係する顧客の身元資料及び取引記録を反マネーロンダリング調査の業務が終了するまで保存しなければならない。

【原文】同一介质上存有不同保存期限客户身份资料或者交易记录的，应当按最长保存期限保存。同一客户身份资料或者交易记录采用不同介质保存的，应当按照上述期限要求至少保存一种介质的客户身份资料或者交易记录。

【訳文】同一の媒体に保存期間の異なる顧客の身元資料又は取引記録が記録されているときは、最も長い保存期間に従って保存しなければならない。同一の顧客の身元資料又は取引記録が異なる媒体により保存されているときは、前記の期間の要求に従い、少なくとも一種類の媒体の顧客の身元資料又は取引記録を保存しなければならない。

【原文】法律、行政法规对客户身份资料及交易记录有更长保存期限要求的，从其规定。

【訳文】法律又は行政法規が顧客の身元資料及び取引記録についてより長い保存期間を要求しているときは、その規定に従う。

第四十五条

【原文】金融机构解散或者被宣告破产时，应当按规定移交客户身份资料、交易记录以及包含客户身份资料、交易记录的介质。

【訳文】金融機関は、解散し、又は破産を宣告されたときは、規定に従って顧客の身元資料、取引記録並びに顧客の身元資料及び取引記録を記録した媒体を引き渡さなければならない。

第4章 法律上の責任（第四章 法律责任）

第四十六条

【原文】金融机构违反本办法的，中国人民银行或者其设区的市级以上分支机构依照《中华人民共和国反洗钱法》第五十二条至第五十六条的规定进行处罚；区别不同情形，建议有关金融管理部门依法予以处理。

【訳文】金融機関がこの弁法に違反したときは、中国人民銀行又はその区を設ける市級以上の分支機構が《中華人民共和國反マネーロンダリング法》第52条から第56条までの規定により処罰し、異なる状況を区別して、関係金融管理部門に法に従って処理するよう建議する。

第5章 附則（第五章 附则）

第四十七条

【原文】银行卡清算机构、网络支付清算机构、网络小额贷款公司以及从事汇兑业务、基金销售业务、保险专业代理和保险经纪业务的机构履行客户尽职调查和客户身份资料及交易记录保存义务适用本办法有关规定。

【訳文】銀行カード清算機関、ネットワーク支払清算機関、オンライン小口貸付会社並びに為替業務、ファンド販売業務、保険專業代理業務及び保険仲立業務に従事する機関による顧客デューデリジェンス並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存の義務の履行については、この弁法の関係規定を適用する。

第四十八条

【原文】保险公司根据本办法第十二条、第十四条开展客户尽职调查，确认投保人和被保险人，被保险人和受益人，被保险人和保险金实际收款人，以及受益人和保险金实际收款人之间的关系时，应至少通过核对能证实双方关系的文件，走访、查验，或者获取投保人、被保险

人、受益人或保险金实际收款人的书面声明等一种方式进行确认，并保存相关工作记录或者材料。

【訳文】 保険会社は、この弁法第12条及び第14条の規定により顧客デューデリジェンスを行い、保険契約者と被保険者との関係、被保険者と受益者との関係、被保険者と保険金の実際の受取人との関係及び受益者と保険金の実際の受取人との関係を確認するに当たっては、少なくとも、双方の関係を証明することができる文書の照合、訪問及び実地検査、又は保険契約者、被保険者、受益者若しくは保険金の実際の受取人の書面による声明の取得等のうちいずれか一の方法により確認し、かつ、関連する業務記録又は資料を保存しなければならない。

【原文】 保险公司在办理团险业务时可以按照单个被保险人的保险费金额或者分摊到每个被保险人的保险费金额计算保险业务客户尽职调查起点金额。

【訳文】 保険会社は、団体保険業務を取り扱うに当たっては、個々の被保険者の保険料の金額又は各被保険者に按分した保険料の金額により、保険業務の顧客デューデリジェンスの基準となる金額を計算することができる。

【原文】 保险公司在办理再保险业务时，履行客户尽职调查义务不适用本办法。

【訳文】 保険会社が再保険業務を取り扱うに当たり顧客デューデリジェンス義務を履行することについては、この弁法を適用しない。

第四十九条

【原文】 本办法有关用语的含义如下：

【訳文】 この弁法における用語の意義は、次のとおりとする。

【原文】 （一）自然人客户的身份基本信息指姓名、性别、国籍、职业、住所地或者工作单位地址、联系方式，身份证件或者其他身份证明文件的种类、号码和有效期限，客户的住所地与经常居住地不一致的，以客户的经常居住地为准。

【訳文】（1）自然人である顧客の身元基本情報とは、氏名、性別、国籍、職業、住所地又は勤務先の所在地、連絡先並びに身分証その他の身元証明書類の種類、番号及び有効期限をいう。顧客の住所地と常居所地とが一致しないときは、顧客の常居所地を基準とする。

【原文】（二）法人、非法人组织和个体工商户客户的身元基本信息指名称、住所、经营范围、客户依法设立或者可依法开展经营活动、社会活动的执照、证件或者文件的名称、号码和有效期限；法定代表人或负责人和授权办理业务人员的姓名、联系方式、身份证件或者其他身份证明文件的种类、号码和有效期限。其中，客户住所信息指客户登记的住所或者主要经营场所，当住所和主要经营场所不一致时，以主要经营场所为准，对于在境外注册或者经营的，至少登记国家或者地区信息。

【訳文】（2）法人、非法人組織及び個人商工業者である顧客の身元基本情報とは、名称、住所、経営範囲、顧客が法に従って設立され又は法に従って経営若しくは社会活動を行うことができることを証する許可証、証書又は文書の名称、番号及び有効期限並びに法定代表者又は責任者及び業務の取扱いの授權を受けた者の氏名、連絡先並びに身分証その他の身元証明書類の種類、番号及び有効期限をいう。このうち、顧客の住所情報とは、顧客が登記した住所又は主たる営業場所をいい、住所と主たる営業場所とが一致しないときは主たる営業場所を基準とし、境外で登記され又は営業するものについては、少なくとも国又は地域の情報を登録する。

【原文】（三）客户有效身份证件或者其他身份证明文件是指国家有关机关、外国（地区）政府颁发能够证明其身份的书面或者电子证件，或者法律、行政法规规定的其他身份证件或身份证明文件。客户有效身份证件或者其他身份证明文件的复印件、影印件包括具有同等效力的电子影像或者电子证件信息。

【訳文】（3）顧客の有効な身分証その他の身元証明書類とは、国家の関係機関又は外国（地域）の政府が発給したその身元を証明することができる書面若しくは電子の証明書又は法律若しくは行政法規が定めるその他の身分証若しくは身元証明書類をいう。顧客の有効な身分証その他の身元証明書類の複写物及び影印物には、同等の効力を有する電子画像又は電子証明書の情報が含まれる。

【原文】对于前款第一项、第二项中客户身份基本信息的类型，在依照第二十九条规定开展简化尽职调查时，金融机构登记的客户身份基本信息可以依照第二十九条第三款规定予以简化；

在依照第二十八条规定开展强化尽职调查时，金融机构可以根据情形获取除前款规定的客户身份基本信息以外的其他身份信息。

【訳文】前項第1号及び第2号の顧客の身元基本情報の類型について、第29条の規定により簡素化されたデューデリジェンスを行うときは、金融機関が登録する顧客の身元基本情報は、第29条第3項の規定により簡素化することができ、第28条の規定により強化されたデューデリジェンスを行うときは、金融機関は、状況に応じて、前項に定める顧客の身元基本情報以外のその他の身元情報を取得することができる。

第五十条

【原文】本办法由中国人民银行会同国家金融监督管理总局、中国证券监督管理委员会解释。

【訳文】この弁法は、中国人民銀行が国家金融監督管理総局及び中国证券监督管理委员会と共同して解釈する。

第五十一条

【原文】对本办法施行前已经建立业务关系的存量客户，未满足本办法有关客户尽职调查要求的，金融机构应当自本办法施行之日起半年内完成较高风险以上存量客户的尽职调查，自本办法施行之日起2年内完成全部存量客户的尽职调查。

【訳文】この弁法の施行前に既に業務関係を確立している既存顧客であって、この弁法の顧客デューデリジェンスに関する要求を満たしていないものについては、金融機関は、この弁法の施行の日から半年以内に比較的高リスク以上の既存顧客のデューデリジェンスを完了し、この弁法の施行の日から2年以内にすべての既存顧客のデューデリジェンスを完了しなければならない。

第五十二条

【原文】本办法自2026年1月1日起施行。《金融机构客户身份识别和客户身份资料及交易记录保存管理办法》（中国人民银行 中国银行业监督管理委员会 中国证券监督管理委员会 中国保险监督管理委员会令〔2007〕第2号发布）和《金融机构客户尽职调查和客户身份资料及交易记录保存管理办法》（中国人民银行 中国银行保险监督管理委员会 中国证券监督管理委员会令〔2022〕第1号发布）同时废止。本办法施行前发布的客户尽职调查和客户身份资料及交易记录保存的其他规定与本办法不一致的，以本办法为准。数字人民币客户尽职调查和客户身份资料及交易记录保存工作依照有关规定执行。

【訳文】 この弁法は、2026年1月1日から施行する。《金融機関の顧客身元識別並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存に関する管理弁法》（中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会 中国证券监督管理委员会 中国保険監督管理委員会令〔2007〕第2号により発布）及び《金融機関の顧客デューデリジェンス並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存に関する管理弁法》（中国人民銀行 中国銀行保険監督管理委員会 中国证券监督管理委员会令〔2022〕第1号により発布）は、同時に廃止する。この弁法の施行前に発布された顧客デューデリジェンス並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存に関するその他の規定がこの弁法と一致しないときは、この弁法による。デジタル人民元の顧客デューデリジェンス並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存の業務は、関係規定に従って行う。